

随 意 契 約 理 由 書

工 事 名 称 大阪府立障がい者自立センター昇降設備改修工事

工 事 場 所 大阪市住吉区大領3丁目2番36号

工 期 令和5年5月16日から令和5年12月28日まで

設 計 金 額 5,720,000 円

随 意 契 約 区 分 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

随 意 契 約 業 者 大阪市中央区城見2丁目1-61
日本オーチス・エレベータ(株)

随 意 契 約 理 由 昇降機について、設置したメーカーでないと部品の形状を把握しておらず、改修工事については特定の者でなければ履行できないものとして、財務規則運用第62条関係第1項第2号により比較見積の徴取を省略するものである。昇降機を設置した日本オーチス・エレベータ株式会社から見積書を徴取したところ、予算の範囲内であり価格も適正であると判断されるので、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により同社と契約を締結することとする。